

東京都スポーツ大会開催基準要綱

1 総 則

東京都スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催するため、この基準要綱を定める。

2 目 的

大会は、東京都におけるスポーツの祭典であり、広くスポーツを普及・振興し、参加者の健康増進と体力向上を図る。また、区市町村対抗方式で行うことにより、競技力向上に寄与するものである。

3 回 数

大会は、昭和22年に開催された大会を第1回とし（昭和33年は中止）、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

大会の主催者は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）及び東京都とする。

5 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会本部は、協会内におく。
- (3) 大会は、区市町村対抗方式で行い、地域スポーツ大会の振興と地区の友好親善に寄与することを目指したものである。
- (4) 大会の運営は、協会加盟競技団体が主管する。
- (5) 大会の規模、開催期日、参加人員の基準については、大会実施要項及び各競技要項で定める。

6 大会の重要事項の変更

この要綱、大会実施要項及び大会の重要事項については、スポーツ大会委員会において決定し、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 昭和52年12月1日改訂
- 2 昭和55年4月1日改訂
- 3 平成8年2月26日改訂
- 4 平成12年2月24日改訂
- 5 平成14年6月1日改訂
- 6 この要綱は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。なお、大会名称（東京都スポーツ大会）については、令和6年7月1日から適用する。